

医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）（案）について（概要）

1. 趣旨

本指針は、美容医療サービス等の自由診療を行う医療機関のホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルに対して、適切な対応が求められる事態が生じている状況等を踏まえ、インターネット上の医療機関のホームページ全般を対象として、その内容に関する規範を定め、関係団体等による自主的な取組を促すものです。

2. 主な内容

（1）ホームページに掲載すべきでない事項

- ①内容が虚偽にわたるもの
- ②他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの
- ③内容が誇大なもの
 - ・ 任意の専門資格、施設認定等の誇張又は過度な強調
 - ・ 手術・処置等の効果・有効性を強調するもの
 - ・ 医療機関にとって便益を与える体験談の強調
 - ・ 提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
- ④早急な受診を過度にあおる表現又は費用の過度な強調
- ⑤科学的な根拠が乏しい情報に基づき、医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの
- ⑥公序良俗に反するもの
- ⑦医療法以外の法令で禁止されるもの（薬事法、健康増進法、不当表示防止法等）

（2）ホームページに掲載すべき事項（自由診療を行う医療機関に限る）

- ①通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項
- ②治療等のリスク、副作用等に関する事項

3. 適用開始日

平成24年8月から9月の間を予定